

## 平成25年定例第2回市議会会議録(第3日)

平成25年6月20日午前9時30分定例第2回市議会をみやま市役所議場に招集した。

### 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
8番	近藤	新一	17番	牛嶋	利三
9番	梶山	忠男	18番	河野	一昭
10番	中尾	眞智子	19番	壇	康夫

### 2. 不応招議員は次のとおりである。

7番 坂田 仁

### 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

### 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋 修一	議会事務局係長	松藤 典子
次長	梶嶋 久男	書記	柿野 孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原 親	総務課長	馬場 洋輝
副市長	高野 道生	企画財政課長	坂田 良二
教育長	藤原 喜雄	企画財政課長補佐 兼財政係長	西山 俊英
監査委員	平井 常雄	介護健康課長 兼地域包括支援センター長	野田 浩
総務部長	吉開 忠文	福祉事務所長	梅津 俊朗
市民生活部長	松藤 泰大	環境衛生課長	富重 巧斉
環境経済部長 兼企業誘致推進室長	横尾 健一	農林水産課長	坂梨 一広
建設都市部長	石橋 慎二	商工観光課長	吉開 均
教育部長 兼教育総務課長	江崎 昌昭	上下水道課長	加藤 康志
消防長	塚本 哲嘉	学校教育課長 兼学校再編推進室長	大津 一義

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（2日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席番号	氏 名	
1	14	坂 口 孝 文	1. 近隣市（大牟田、柳川）との職員の人事交流を進めよ 2. 行政推進に不可欠な区長・民生委員等の負担軽減を計れ
2	10	中 尾 眞 智 子	1. 発達障害者支援法の取り組みについて 2. 南瀬高駅ふれあいステーション事業の委託解約について

---

午前9時30分 開議

○議長（壇 康夫君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（壇 康夫君）

日程第1. 一般質問を行います。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。具体的事項が複数ある場合でも、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問していただきますようお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。まず、14番坂口孝文君。お願いします。

○14番（坂口孝文君）（登壇）

おはようございます。14番坂口です。市長に、近隣市との職員の人事交流についてお尋ねいたします。

平成23年10月にみやま市と大牟田市で提携された定住自立圏形成協定書、同じく大牟田市と柳川市で結ばれた協定書、この3市は幕藩時代、立花藩、三池立花藩の統治下に置かれ、生活習慣、風習等において共通したものが多く、近年においては、3市とも少子・高齢化が進み、人口減少が著しいという共通点もあります。生活動態においても、大牟田市への通学・通勤の割合において、柳川市が7.1%、みやま市が16.8%となっており、さらに通学者

だけを見ると、柳川市15.9%、みやま市31.7%と、その割合はさらに高くなっています。産業別就業人口は、大牟田市においては第3次産業、みやま市では第1次産業、柳川市では第2次産業の占める割合は年々高まっています。

有明圏域定住自立圏共生ビジョンの中で、有明圏域定住自立圏の将来像として、大都市への人口流出が続き、地域経済の低迷や地域活力の低下、さらには地域コミュニティの崩壊等も懸念されると記されています。そこで、整備が進む都市基盤、有明沿岸道路、新幹線を活用し、それぞれの個性を生かした魅力ある圏域をつくり出すため、周辺市との今まで以上の連携、協力が必要であると思われまます。

本圏域内においては、昭和40年、有明広域市町村圏協議会を設立し、これまで4次にわたり有明広域市町村圏域計画を策定し、その構成市町との協調、連携、役割分担のもと、各種取り組みを積極的に展開した経緯がありますが、余り実感としてその効果というのは感じられません。

そこで、みやま、大牟田、柳川の定住自立圏の中で、市職員の人事交流を図り、より一体的な活力あるまちづくりの推進を図ってみてはどうかと思います。市長のお考えをお伺いいたします。

**○議長（壇 康夫君）**

西原市長、お願いします。

**○市長（西原 親君）（登壇）**

おはようございます。坂口議員さんの近隣市との職員の人事交流を進めよという質問にお答えをいたします。

現在、大牟田市と本市、柳川市とは、定住自立圏構想に基づく協定の締結を行っております。その具体的事業を示す有明圏域定住自立圏共生ビジョンに掲げる圏域内職員の資質向上を図るための合同研修を実施いたしております。

また、その共生ビジョンでは、広域的視点でのマネジメント能力の強化及び連携の促進を図るため、圏域内における人事交流の実施も取り組んでいくことといたしております。

これからの分権型社会と少子・高齢化の進展、さらには環境問題等への対応など、社会経済情勢が大きく変化する中、多様化、高度化する行政ニーズに的確に対応を図っていくためには、人材の育成が急務と考えております。そのための手段として、人事交流は重要なものであると位置づけております。

議員御指摘の大牟田市、柳川市との人事交流につきましては、現在、来年度からの実施に向けて協議を進めているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、私は、人事交流というのは大変大事なことでございますが、民間との人事交流も考えたかどうかと思います。どうも私が市長に就任いたしまして、現在の職員の皆様方の仕事ぶりを見ておりますと、非常にきちょうめんで真面目で非常にいいんですけど、なかなか迅速性といいますか、に欠けているところがあるわけでございます。民間であれば、きょう言えば、あす、返事が返ってくるようなことでも、なかなか公務員の皆さん方は慎重であるので、きょう言ったら、1カ月後ぐらいに返事が返ってくるということもままあるわけでございますので、私は民間のスピード性をぜひ職員の皆様方にも見習ってもらいたいと、こう思ひまして、よければ民間との交流も考えてみたいと、このように思っているところでございます。

○議長（壇 康夫君）

14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）

確かに民間との交流等も一つの視野に入れて計画等して進めていくのも一つの方法かなというふうに思います。

御存じのごとく、水もずっととどまっていますと劣化して腐ってしまいます。しかし、刺激を与えると、刺激を与える、いわゆる揺らしたり揺さぶったりすると、その行為というのが少し延ばすことができる。船に積んでいる水はなかなか腐りにくいと言われます。なぜかという、船は常に揺れていますから、常にそういう刺激を与えておりますから、なかなか腐れにくいというふうに言われております。

みやま市でも確かに人事異動はあります。人事異動はありますけど、人事交流と違ひまして、それは一つの器の中で揺さぶっているだけなんです。揺さぶりをかけているだけなんです。これは、劣化するのを延ばしているだけであって、行く行くは劣化する可能性もあります。だから、劣化しないためには、やっぱり新しい水を常にある程度注ぐ、そういうことにして劣化を防ぐというのが、私は組織の中で一番重要なことではないかなというふうに思っております。

そういうことで、やっぱりほかの市から人事交流して、いろんな考え方を導入して、新しい刺激を、職員さんが、あつ、そういえばこういうやり方もあったんだというふうなことで

お互い刺激し合うということはやっぱり大切なことだなというふうに私は思っております。そうすることによって、私は職員さん同士の非常に意識改革ができますし、一番は、私は今まで申しましたことごとく、幕藩体制が同じだったものですから、生活習慣とかが一緒ですから、そこに共通するものがあります。

しかも、私はこの3市の一番いいところは、大牟田における第3次産業、みやま市における第1次産業、柳川市における第2次産業、こういうのが1つのグループとしてまとまって、あるところはあって都市圏を形成するという事は、そういう市はそんなにはないと思いますよ。こんな三拍子そろっているところ、1、2、3次産業が全てそろっている地域というのは、日本国にはそんなにはないと思います。その連携を深めるためにも、職員さんたちの交流し合ってやっていくということが、私はこのみやま市にとっても非常にいいことじゃないかと思っております。

私は過日、大牟田市長とわざわざやないけど、ちょっとお会いして、こういうふうなことを私は思いますがと言ったら、大賛成ですね。柳川市長にも、この間、ちょっと支所に視察で行きましたとき、ああ望むところですよとおっしゃっていただきました。職員組合のほうに聞いたら一向に構いませんと、じゃ進めましょうというふうな話をいたしております。

ただ、進めるといっても、問題はその規模なんですよ。二、三人やって、しとりますからということじゃ、私は本当の交流の意味というのはないんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味で、私個人の考えとしては、1ユニット5人、ですから大牟田市に5人、柳川市に5人、向こうからもまた5人、5人、計10人ですね。最低でもそれぐらいはやってもらわんと、二、三人やって、もうやりましたよというふうなことでお茶を濁したようなことじゃ、本当の効果というのは出てこないというふうに思っておりますが、そこら辺の規模を大きくしてもらいたいというふうなことです、その点に関して執行部の所見をお願いします。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

交流の目的に沿って、現在、検討を重ねているところでございます。

内容でございますけれども、交流の対象者、年齢、年数、派遣部署、それから期間等について、今、具体的に検討しているところでございます。

そういう中で、また決まりましたら議員の皆さん方にも報告をしたいと思っておるところでございます。少なくとも5名というのはどうかという問題もございますけれども、いろんな意見を聞きながら、現在進めておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）

5名まではいかないということですか。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

今、5名は必要ではないかという御意見を賜りましたので、それを踏まえて検討をしていきたいということでございます。まだ5名ということで確定はしておりません。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）

私は、最低1ユニットは5人で行ってくださいよということでございます。それで、よければ年代層もある程度広範囲に広げてそれぞれの、やっぱり私たち議会としても視察に行っているいろんなことを見学しますと、やっぱりあっと思うんですね。皆さんそういう実感が多分あると思います。ここはすばらしいことをやっているなど、ああそうかと。自分の器の中においてなかなか気づかないことが、外に行って、あるいは外からみやま市を眺めてみるとしたら、ああ、うちはこんなところがおくれているんだ、こんなところが進んでいるんだというふうなこともよく認識できるんじゃないかというふうに思っております。

そういう意味で、私は、これは3市というのは最初の皮切りで、それで必ず成果が出てくると思います。そうした場合はもうちょっと圏域を広げて、そういうふうなことでの人事交流も将来的な視野としては、そういうふうなことで置かれて、視野を置かれてほしいなというふうに思っております。

そういうことでございますので、するということでございます。本当に私もそこまで話が進んでいるということはちょっと認識しておりませんでした。本当に私たちも日常、議員活動しておりまして、ここら辺は柳川市はすごいなとか、大牟田市はすごいなというふうなことを体験します。そういうことを、どんどん出向してもらって、交流してもらって、またみやま市に持ち帰ってもらって、そして、あそこはどうやったんだ、こういうところがうちはおくれているんだというふうなことを議論して、さらに切磋琢磨して、みやま市のため、市民のために一生懸命頑張ってもらいたいというふうに思っております。

第1問はこれで終わらせていただきます。

○議長（壇 康夫君）

よろしいですか。

○14番（坂口孝文君）

はい。

○議長（壇 康夫君）

じゃ、2問目、行ってください。

○14番（坂口孝文君）（登壇）

次に、行政を推進する上で不可欠な区長、民生委員さん等の日常業務の負担軽減についてお尋ねいたします。

実は、私は最近、携帯電話を変えました。7年も使っていたので誤作動を起こすようになり、最近の主流であるスマートフォンに変えました。操作が難しく、まだ上手には使えませんが、そのスマホの中にコンシェルジュというアプリがあります。そこを押すと、「何か御用ですか」と羊の執事が出てきます。執事は英語でサーバントと申しますが、これは永続的主従関係であり、コンシェルジュとは、これはフランス語だと思いますが、さまざまな要望に応えるよろず承り係であり、現在では、観光案内所、駅、百貨店、病院、証券会社と多岐にわたりコンシェルジュという制度が広がっています。コンシェルジュとは、難しい要望、変わった相談でも決して——ここが大事ですが——たらい回しにせず、あらゆる知識人や人脈を駆使し、要望に応えようとしています。よって、究極のパーソナルサービスとも言われています。

そこで、私は再任用職員を活用され、区長、民生委員さんのコンシェルジュとして配置してみてもどうかと思うのです。再任用職員は当然60を過ぎていて、各部署の経験もあり、40



年ぐらいの行政経験もあります。しかも、それを3庁ごとに、その地域に詳しい人を配置して、民生委員さんから、区長さんから要望があれば「何か御用ですか」と対応してもらい、そうすることによって、区長さん、民生委員さん等の肉体的、精神的な負担が軽くなるように思えます。

そういうふうで、私はこのコンシェルジュ、もうほとんど今の時代、ある大手の証券会社のテレビコマーシャルに、〇〇さんはいつも家に来てくれます、〇〇さんはいつも電話に出てもらえますというふうに、常にコンタクトがとれて相談に乗ってくれる人が身近におるということは、そういう役目を果たす上で大変大きな支えになってくれるというふうに思っております。そういうふうなことをございます。ですから、その件に関しての市長の御所見をお伺いいたします。

**○議長（壇 康夫君）**

西原市長、お願いします。

**○市長（西原 親君）（登壇）**

続きまして、坂口議員さんの行政推進に不可欠な区長、民生委員等の負担軽減を図れという御質問にお答えをいたします。

議員も御承知のとおり、市の行政運営を行う上では、市当局以外にも地方自治法第180条の5に規定されている教育委員会等を初めとする行政委員会、同法第138条の4の規定により執行機関の附属機関として設置される各種委員会及び区長を初めとする非常勤特別職等も重要な行政運営の一端を担っていただいている状況でございます。

区長につきましては、市民と行政のパイプ役として、民生委員につきましては、市民への社会福祉の増進役として、行政推進の一翼を担っていただいているところでございます。

また、区長や民生委員は、充て職や住民代表者として市が設置する各種委員会などの委員に選任されており、同じ方が幾つもの委員会の委員を兼任するなど、負担が大きいとの話が出てきております。

このような状況の中、区長や民生委員の負担軽減については、第2次みやま市行政改革大綱において、各種委員会委員の重複見直しが提起されており、今年度は、市で設置している各種委員会委員の委員構成の調査を行い、委員の重複状況の把握を進め、今後迎える各種委員会委員の改選時期における重複任用の判断資料としていくことといたしております。

議員から御指摘いただいております再任用職員活用についてでございますが、現在、11名

の再任用職員を任用しており、職場につきましては、新規事業等に関する部署や、職員削減に伴う部署に配置をいたしております。業務内容につきましては、耕作放棄地現地調査、企業誘致業務、市史編さん業務、学校再編に関する業務など、あくまで行政内部の業務を行っております。

平成26年度から年金支給年齢が段階的に引き上げられることにより、定年退職後に年金支給年齢まで年金が支給されないこととなるため、再任用を希望する職員が、今後ふえるものと考えており、再任用職員の有効活用を検討していくことが求められます。

議員御提案のさまざまな相談や要望に応えるよろず承り係でありますコンシェルジュにつきましては、総合案内や総合窓口などの部署に配置している自治体の例もあり、長年培った知識や経験を持つ再任用職員は、コンシェルジュとして適任であると考えております。

今後、再任用職員については、区長、民生委員等の負担軽減を初め、幅広い分野での活用ができるよう配置することを含め検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

各支所は、今、高田支所とか、そして山川支所があるわけでございます。先日の西日本新聞に、合併したところで支所をそのまま置いているところ、そして、きめ細かなサービスをいたしているところには地方交付税を増額するというような記事が出ておりました。この議会でも随分と支所のあり方については議論をいたしました。私は、あくまでも山川には支所を置く、高田には支所を置くということではまいりましたが、これは決して誤りではなかったということがよくわかったわけでございます。

したがって、そういったところに、今後ふえていくだろうと思われる職員の皆さんを置いて何でも承り相談係というのをつくるのも、ぜひつくりたいと思っておりますし、また、もっとふえましたならば、ひとり暮らしの老人とかなんとかを見守り隊の一員として派遣することも非常に有効ではないかと、このように思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、このみやま市がお年寄りが住みやすく、そして、いつまでも元気なまちづくりを、今後目指したいと思っておりますので、どうかひとつよろしく御理解と御支援、御協力のほどをお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（壇 康夫君）

14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）

今、答弁書を見てみますと、私は総合案内的なコンシェルジュというのもそれこそ必要だと思いますが、一番可及的に実施すべきはやっぱり行政推進に欠かせない、いつも今言ったように電話をする、自分の担当の人にしたら、この人がいつも対応してくれる、相談に乗ってくれるという制度がやっぱり必要なんですよ。

今、民生委員さんのもうそろそろ改選時期が来ております。ちょっと私も推薦委員の委員長をしておりますが、どなたもこなたもなかなか手がないんです。それはやっぱり多忙過ぎる。ある民生委員さんなんか、区長をやったけど、民生委員のほうが忙しい、あるいは区長さんも、もうとんでもなく今、区長をしたら忙しいというふうな話をやっぱり聞くわけですね。そういう人たちの負担軽減をしてやらないことには、この制度そのものが崩壊してしまうというふうに私は思っております。そのためには、もう喫緊にそういう人たちをつけるということです。だから、私はこの答弁書じゃなくて、そういう一生懸命やっている人たちに、いつもそばにおって、いつでも相談に乗ってくれる、手助けをしてくれるというコンシェルジュみたいな人、今どこでも、レストランでもみんなコンシェルジュがおりますよ。ちょっとコンシェルジュとか言いにくいんですが、そういう人が必ずおるわけですから、そういう人をつけなかったら本当に、例えば、定年して家におったら、次は区長さんなしてくれんかんもと来らしたと。自分は会社勤めばかりしよったけん地域のことは全然わからんと。しかし、もう断られんやっただけがらなりましたとかいう区長さんがおられます。どうしたらいいか全然行政のことはわからんと。そういうとき、その人に、地域に合った、その地域出身の再任用の方が、実はこうですよ、区長の仕事はこうですよと丁寧にまず教えてやって、そして、一緒に難しいところの会合とかには出席する。あるいは人間、生身ですから、病気するときもあります。あるいは多忙なときもあります。出られないと、その会議には出られないと。そのとき自分の担当の再任用職員さん、その方をお願いして、ちょっと出席してもらえませんか。そしたら終わった後、内容を検討して、またこういうことでしたよと報告して検討するというふうなことも大事ですよ。そしたら、物すごく精神的、肉体的負担というのは軽くなると私は思いますよ。

この間、瀬高町の民生委員さんとの意見交換会をやられましたとき、ある民生委員さんから、自分の範囲の中で、夜中に突発的な民生委員さんの呼び出しがあって対応しなきゃならないという事案が出てきたと。しかし、当直窓口では何か対応がよくできなかったと。とても不安でしたと。ある民生委員さんは、夜中に自分の管轄の範囲内で独居暮らしのところ

火事があったと。そして、どうしようもないと。ひとり暮らしですから、どこにどうしたらいいかわからないということで、とても本当に不安でしたと、途方に暮れましたというふうなことの御意見が述べられました。そういったとき、現職の、現在、仕事をしている人たちはもう昼間の仕事で大変ですから、誰か再任用の中で、当番制でそういう人たちが電話の対応をするようなシステムをつくっておくと、もちろんそのとき、家に自宅待機ですけど、出勤扱い、仕事を出勤扱いにして、当然給与を支払います、そういうふうなことをしておくと、当直窓口からその方に行って、その方が対応する。そして、いろんなことの相談に乗ってやる、そうしたことで一つの大きなこういう役職、もうほとんどボランティアですから、私はそういう人たちに対する負担軽減になるんじゃないかというふうに思っております。そうしないと、やっぱりなり手はないですよ。本当に厳しいですよ、現実には、中には、そういう役をされても車に乗らない人がおるかもしれない。バイクは乗るけど、私は車に乗りませんという人もおられるかもしれない。こういうふうな時期には、かっぱを来てバイクに乗るとするのは非常に危険です。そういうときは電話すると、そのコンシェルジュみたいな、いわゆる再任用の職員さんがやってきて、何か用ですか、わかりました、コンシェルジュは決してたらい回しにしないです。そこが大事なんです。私たちは範囲じゃないですよ、じゃ、これはないですよということができない。その人の責任で必ず対応してやるという制度を確立しないと、私は本当にこれから行政の多岐にわたりますから、いろんな分野でそういうふうなことでの難しさというのは出てくるというふうに思っておりますので、私はぜひ進めるべきだと思います。ちょっとこの答弁書と違って、そういった意味で、その支所あります。その支所の出身の人たちに、その地域に詳しい、全然違う人を充ててもちんぷんかんぷんになりますから、その地域の人を充ててやっていくというふうなことが必要じゃないかというふうに思って、その点に関していかがでしょうか。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

私のほうからお答えをさせていただきます。

市政運営におけます区長さん、それから民生委員さんの活動というのは大変なものだということとは十分承知をいたしております。先ほど市長が申し上げましたが、ぜひ検討したいということでございますが、区長さん、民生委員さんのみならず、市民サービスの一環として

も、私の個人的な考え方でございますけれども、コンシェルジュという位置づけをもって各3庁にそれぞれ配置すると。そして、区長さんのお手伝いもするけれども、市民の皆さんの問い合わせにも対応するだとか、そういうよろず屋的な、そういう位置づけで配置するのも1つの案ではなかろうかなと思っっているところでございます。

それともう1つは、私も耳にしていることでございますが、独居老人といえますか、2,000名ほどみやま市にもいらっしゃるということでございまして、その安否確認は行政の重要な責務であるだろうと思っっているところでございます。民生委員さんも毎日、毎日、その安否確認は行けないという状況でございますので、そういうお手伝いもできればいいんじゃないかなということで、市長が答弁されたとおりでございますけれども、そういうところを踏まえまして、ぜひ検討してまいりたいと思っっておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思っっております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）

じゃ、ちょっとお尋ねしますが、平成23年度、平成24年度で退職された方の人数、そして、そのうち何人再任用されたかということの数をお願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

馬場総務課長。

○総務課長（馬場洋輝君）

退職者の数と再任用者の数でございますけれども、まず平成23年度、これは定年退職者ということで（発言する者あり）あくまでも再任用職員につきましては、定年後の任用ということになりますので、定年退職者が平成23年度7名でございます。それに対しまして再任用者が4名、平成24年度につきましては、定年退職者が12名、再任用が5名ということでございます。現在、11名の再任用職員がいるということでございます。

○議長（壇 康夫君）

14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）

今、ここの答弁書にありましたように、それぞれ行政的な、行政のそれぞれの部署につい

てやっていたらっしゃいますということを答弁書に書いてありますが、いわゆる直接今までやってきたことの仕事の延長として再任用の方がやっていたらっしゃる、やっぱり再任用の方というのは相当のベテランですけど、逆に現職の人にちょっとこの仕事をやってください何か頼みにくいところもありますよね、やっぱり昔は先輩ですから。その人が辞めてきたから、今度これせろというふうな命令的なことは、業務命令ではなかなかやりにくいところも出てくると思います、人間関係でですね。そういう方にとっては、私が言ったそういう中で、特にそういうとに向いている職員さんを、何人かずつ支所、もちろん本所にも配置して、24時間体制でそういう人たちをサポートするというシステムというのを、私は必ず必要じゃないかなというふうに思っております。今、答弁でそういうふうなことを検討するというふうにおっしゃいましたが、これはいつやるんですか、今やるんですか。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

即、検討に入ります。

○議長（壇 康夫君）

14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）

済みません、今からですね。ともかくこういうことをしないと、本当になり手が無いという状況にあるということは、ひしひしと皆さん、執行部の皆さんも感じてあるというふうに思っております。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

済みません、補足させていただきますけれども、今年度の再任用者が何名になるのか、まだちょっと集計をしておりませんので、実は即と言いましたけれども、次年度からの配置というような形で検討してまいりたいと、そのように考えておりますので（発言する者あり）よろしく申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）

次年度からやってもらうということでございます。なかなか最初の取りかかりというのは、全て何の仕事においても手探りですよ。いろんな暗中模索というふうで難しい面もあるかと思いますが、しかし、市の行政の推進の人たちの負担軽減のためにぜひ力強く推進していただきたいというふうに思います。

これをもって終わります。ありがとうございました。

○議長（壇 康夫君）

お疲れさまです。

それでは、続いて10番中尾眞智子君、質問を行ってください。

○10番（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、おはようございます。中尾でございます。ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず、初めに発達障害者支援法の取り組みについて。

発達障害者支援法は約8年前の平成17年4月より施行されており、障害者福祉のすき間にあった発達障害を支援の対象に位置づけ、幼少期から青年期、壮年期、老年期までの継続的な支援を行うのが法の目的であります。

この法律の施行は、発達障害に対する社会的な理解の向上や発達障害を持つ本人及び家族に対する支援体制の整備につながっていくものと期待されておりました。それまでは、自閉症や高機能自閉症、アスペルガー症候群、注意欠損・多動性障害、学習障害などの発達障害は、法律や制度の谷間に置かれ、支援の対象とならない、あるいは特性に合った支援が受けられないまま放置されておりました。

発達障害は、親のしつけや愛情不足、家庭環境のせいではなく、生まれつき脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと定めてあります。発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことで、その症状を軽くすることができ、また早期対応で大人になってからの自立及び社会的に自立していくこともできるようになると言われております。みやま市の障害者基本計画第2章第4節には、今後は制度の谷間となっていた発達障害者にも早期発見、早期療育の体制づくりが重要であるとして掲げられております。また、皆様も御存じのように、3月定例会には発達障害に関する請願書も出されております。

そこで、発達障害者支援法に基づいた、市がやらねばならない具体的な支援サービスにつ

いて質問いたします。

具体的事項といたしまして、1、発達障害の早期発見と早期療育について。

発達障害者が社会的に自立していくには、療育体制が非常に重要であります。療育が出来ることは本人や家族、社会にとっても大きな問題であります。

具体的事項2、関係部局の連携による適切な支援体制の整備について。

医療、保健、福祉、教育、労働に関する部局が連携し、適切な支援をつなげていくことにより、社会的な自立を促していけるということでございます。

具体的事項3、保護者が気軽に相談でき、交流できる仕組みについて。

保護者の不安や悩みを共有し、良質の助け合いの関係を育み、保護者同士の連携を促進することが、保護者の孤立や不安の解消となるための仕組みであると言われております。その仕組みが非常に重要であると思っております。

以上、発達障害者支援法のみやま市の取り組みについてお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

中尾議員さんの発達障害者支援法の取り組みについての御質問にお答えをいたします。

私が答えますけど、非常に専門的なものもございますので、2問目はうちの執行部のほうからお答えさせることもあると思いますので、御了解いただきたいと思います。

まず、1点目の発達障害の早期発見と早期療育についてでございます。

発達障害者支援法では、これまで制度の谷間に置かれて必要な支援が届きにくい状態になっていた発達障害を自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障害ADHD及び学習障害に分類し、脳機能の障害であって、症状が通常低年齢において発現するものとされております。

現在、市では乳幼児健診を行っておりますが、1歳6カ月児健診や3歳児健診において、運動面や言語、行動面でのアンケートをもとに問診をとり、発達がゆっくりな子供など、個別の事例により、健診当日、臨床心理士の相談を行っております。

また、1歳6カ月から3歳という発育途上年齢ということもあり、数回の面接、検査を経て、必要と判断した場合や保護者からの希望があれば、保健所が実施している発達健診の紹



介、また、医療機関、ふれあい療育相談への案内をしているところでございます。

いずれにいたしましても、発達障害児の判断は非常に困難で専門性を要します。医師の詳細な診察や集団場面での行動観察などを組み合わせて、包括的に診断することが求められております。

発達障害児の可能性についての判断は、保護者に将来にわたっての不安を与えかねず、慎重な取り組みが重要であります。3歳児健診の精度を上げるため、気になった子供さんには必ずフォローをしていくことが早期支援につながるものと思います。保護者の考えを尊重しながら、一人一人細やかな対応を行っていきたいと考えております。

次に、2点目の関係部局の連携による適切な支援体制の整備についてでございますが、平成25年みやま市第1回定例会において、みやま市の障害のある子ども及び保護者の支援に関する請願が趣旨採択され、請願者である、みやま市しょうがい児者・家族・支援者を結ぶ会の方々と行政側の福祉事務所社会福祉係、児童福祉係、介護健康課健康係、学校教育課学校教育係の関係4係で意見交換を行っております。そして、関係4係における協議の場を設け、相談や支援について行政間の情報の共有や連携を目的とした協議を行っていくこととなり、6月25日に第2回目の会議を開催する予定であります。

相談を受けることが予想される部署において、管轄を超えたさまざまな相談においても適切に対処し、支援ができるよう今後協議を進めてまいりたいと考えています。

次に、3点目の保護者が気軽に相談でき、交流できる仕組みについてでございますが、みやま市の相談体制については、福祉事務所児童福祉係の家庭児童相談室及び相談支援センター「ホープ」で相談を受けております。

特にホープにつきましても、昨年10月にみやま消防署の前に新しく障害者の支援センターとして開所いたしておりましたので、御利用いただければと思っております。

さらに、保護者の相談等が多様化、あるいは複雑化しておりますので、高度な相談については、大牟田児童相談所や障害者支援センター等の専門機関と連携を図っております。

専門機関による相談支援、発達支援、就労支援、啓発・研修の支援に加え、福岡県の受託事業である障害児等支援事業については、既にみやま市内の一部の保育所では利用してあると聞いております。

この事業は、看護師や言語聴覚士等の専門家チームによる定期的な巡回サービスを受けることができますので、保護者が気軽に安心して相談できるのではないかと思います。

行政としても、このような制度との連携について今後検討していかなければならないと考えております。

交流の場としては、発達障害や類似した症状の児童の親の会も発足いたしておりますので、保護者の孤立化や保護者同士の不安や悩みの解消につながるよう、福祉・教育部門での連絡会議と交流も含め、市民の方々への情報提供に努めてまいりたいと考えています。

○議長（壇 康夫君）

10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

今、みやま市の取り組み、早期発見、早期療育のみやま市の取り組みを聞かせていただきました。

みやま市では、1年6カ月から3歳児健診という発達途上年齢、その中での健診をしてありますけれども、この発達障害というものは3歳児健診ではなかなか見つかりにくい、見つけにくい障害のようでございます。また、幼稚園など集団の場面で長い目で見ていって初めて、ああ、この子には発達障害があるのかなというような発見のされ方が多いようございます。そして、発達障害がよく出てくる年齢といえますのは、5歳前後、そのころが一番よく出てくると言われております。

そこで、早期発見、早期療育のためには、まず保育園や幼稚園などで専門家による巡回相談を起こしていただきたいな、そして子供たち、園にいる日常生活している子供たちを見ていただいて、そういう状況の中で専門家の方から、この子は少し発達に障害があるんじゃないかというような発見をしていただきたいと、この早期発見のところでは私はそういうふうと考えております。このことについて、執行部の考えを聞きたいと思います。お願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

松藤市民生活部長。

○市民生活部長（松藤泰大君）

お答えをいたします。

ただいまの御質問につきましては、保育園、あるいは幼稚園での巡回サービスをしたかどうかと、そういった中で定点の観察ではなくて、長期的に見ていったらどうかという御質問だと思いますけれども、市長の答弁でお答えをいたしましたように、保育所の中では一定も

う利用されている、県の事業として利用されているところもございますし、今後そういった巡回サービスにつきまして、県の事業としての巡回サービスにつきまして、市としてそこは活用していくような形でちょっと検討をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

県の事業として巡回サービスを行っているということでございましたが、みやま市にある保育所、それから幼稚園全体に行き渡る巡回サービスをして、なるべく発見が遅くなるとか、漏れることのないような、市としてやらなければならない対策をとっていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

また、保育所や幼稚園、それから小学校の先生方が一番子供たちに接する時間が長ございします。その先生方が発達障害についてよく学んでいただく、そして先生方自身がこの子供たち、その発達障害者に気づいてくださるような、そういう研修をぜひみやま市でも行っていただきたいと思います。このことについてはいかがでしょうか。

○議長（壇 康夫君）

梅津福祉事務所長。

○福祉事務所長（梅津俊朗君）

福祉事務所のほうでは、現在、保育園の保育士の先生方、また学童保育の指導員の先生方におきましては、毎年研修を定期的に行っております。その中には現在も必ず発達障害をテーマとした研修テーマでは行っておりますので、今後も引き続き力を入れて開催をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

発達障害の研修、やっているということでございます。ありがとうございます。

ただ、社会の中で発達障害という言葉がまだ浸透しておりません。そのおかげといいますか、浸透してないおかげで発達障害の子供たちがいじめられたりとか、それから特別扱いさ

れたり、そういうふうな2次災害というんですか、そういうことに遭っている子供たちが結構いるようでございます。あるお母さんから聞いたお話なんですけれども、たしか小学校4年生までぐらいは、クラスでも何でこの子はこんなに意地悪するんだろうとか、クラスを乱すんだろうとか、そういうことで同じクラスの子供たちからも嫌われていたような、そういうふうな状況だったそうでございます。お母さんも、怒っても怒っても言うことを聞かないしということで本当に悩んでおられたのですが、学年が変わるときに、発達障害じゃないかということがわかって特別支援学級に入れてもらって、それから、すごくその子は落ちついてよかったと、お友達ともめることも少なくなりましたということでございました。

そういう社会の皆さんが発達障害という病気ですよね、障害について御理解いただければ、そういういじめとか、そういうものも少なくなってくると思いますので、関係者の研修会ばかりではなく、発達障害について広く情報公開もしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それから、具体的事項2番目の関係部局の連携による適切な支援体制の整備についてでございますが、先ほど答弁書には、3月議会で請願書が採択され、行政側の福祉事務所、いろんな関係する4係で意見交換を行いましたということでございました。ただ、これがすごく私が気になりましたのは、請願書が趣旨採択でございました。それはなぜかということ、厚生の部分と教育の部分と2つあるから、厚生委員会ではなかなか教育のほうまで自分たちの分野じゃないからということで趣旨採択になったと、私は傍聴していてそういうふうに思いました。

やっぱり先ほども、これはもう関係部局の連携によるということではございませんが、先ほど1番で申し上げました広く皆様に知っていただく、そして皆様方に情報公開していただく、そういう部分もあれば、あのときに趣旨採択じゃなくて全面的に採択していただけたんじゃないのかなと、ちょっと惜しい気もしております。しかし、趣旨採択でこれほど一生懸命皆さんが集まっていたいておるということをお聞きいたしまして、よかったなと思っております。

でも、定期的に続けてやってもらわなければ困るなと思っておりましたところ、6月25日には第2回目を開くということでございました。ぜひ、続けて関係部局との支援体制の整備を確立していただきたいなと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

この支援体制の整備について、少しどういうふうな形で進めていかれるのか、まだはつき

りは決まっておらないと思いますけれども、お話を聞けたらありがたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

松藤市民生活部長。

○市民生活部長（松藤泰大君）

市役所関係4係で一応——それと請願がありました、みやま市しょうがい児者・家族・支援者を結ぶ会の方々と会議を持っておりますけれども、これは定例会という位置づけでスタートを切っておりますので、6月25日にまた2回目の会議を開くということにいたしておりますので、これはもう一応その名のとおり定期的にちょっと開いた形で継続して会議を持って、お互いの連携を強めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

関係4係で連携を持って、お互いに連携を強めていくということでもございました。本当に連携を強めていって、幼年期、青年期、壮年期、そして老年期まで続ける支援体制をつくっていただきたいなと思っております。

その中で支援体制をつくる中で、例えば1人の子供が老年期までずっと続けていけるような個人計画書、そういうものを考えておられるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

松藤市民生活部長。

○市民生活部長（松藤泰大君）

これは、今のところ個人情報ということもございまして、個人のデータ、発達障害者の方々のデータを蓄積しているわけではございません。今後、その発達障害の方々のデータを保存して、将来にわたってそれを支援していく、そのところは、ちょっと今のところどうするのか判断はちょっとしかねるというところでもございます。

今のところは幼年期、それから就学前に対する支援に努めていきたいということでもございます。生涯にわたる支援につきましては、まだ今どうこうというお答えができる状況ではないということでもございます。

○議長（壇 康夫君）

10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

発達障害者支援法の中では、生涯にわたって支援をしていく、それが目的でつくられております。その支援——せっかくつくられた支援法でございます。それに沿って市がやっていかなければならないと思いますので、個人情報の問題とか、そういう問題ではなくして、せっかく4関係で、その中には障害者の保護者の方たちもいらっしゃるでしょうし、その中に専門家の方も入れていただいて、そういう個別的な支援計画をどうしていくものか、そういうものもぜひ話し合っていたいただきたいと思います。私は個人情報とかじゃなく、その子が育っていく中で、成長していく中で、ぜひそれは必要なものではないかと思っております。親がいる間はいいんですけれども、ある程度で親が亡くなった場合、大人になって自立していかなければなりません。そういう中で、ずっと各部署で連携したそういうつながりを持って見ていければ、その子も社会的に自立していけるとと思いますので、ぜひそういうものも関係4係が集まったときに皆様に御相談してみてください。私は、ぜひやってほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（壇 康夫君）

松藤市民生活部長。

○市民生活部長（松藤泰大君）

支援につきましては、本人、あるいは保護者の方々からの御相談があって初めて支援ができるわけでございますので、市が発達障害の方のデータを蓄積して、それを将来支援していくとなれば、そういった細かなデータを逐一蓄積していく必要があることとなりますので、そうではなくて、保護者の方から支援があって初めて行政側としては御相談に乗れるということでございますので、そういった形で将来にわたってさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

保護者の方たちから御相談があって、それに準じて成長していくにつれて、その部署、部

署で御相談、支援をしていくということにとっていいんですね、わかりました。それでは、保護者の方たちがどこに行っていくのだろうかとか、たらい回しにならないような、そういう支援のやり方、つなげていく支援のやり方、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、具体的事項3番の保護者同士が気軽に相談でき、交流できる仕組みについて、先ほどホープがありますと、ホープがあつて、それから発達障害や類似した症状の児童の親の会も発足しておりますということでございますが、私がいいます保護者の方たちは、こういうところがあるということをお存じないような方が多いですね。ホープは私も知っておりましたが、そういう親の会があるというのも私も知りませんでしたし、保護者の方も知らなかったと思います。何とかそういうところがあるとよかねと、つくってほしかねと、そういうふうな声をどこでも聞きますので、そしてまた、本当に気軽に行ける、気構えて行かなくても、きょうは相談に来ましたという、気構えていく場所じゃなくて、ちょっとほっと息抜きをしに行く、そういう場所を、多分そういう親の方たちは望んでいらっしゃるんじゃないかと思っております。

そういう気軽に行ける親の会、集まるところ、そういうところをつくる支援を市はどういうふうに考えているかお聞かせください。

○議長（壇 康夫君）

松藤市民生活部長。

○市民生活部長（松藤泰大君）

ホープにつきましては、昨年10月に開所をいたしまして、まだ十分に知られていないところが御指摘のとおりあるかと思っておりますので、情報提供には今後努めていきたいと考えております。

行政といたしましては、親の会等発足をいたしておりますので、団体との情報交換、あるいは相談の受け付け、それから一般的な懇談等の交流につきましては、行政として努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

相談する場所が、ホープという場所がまずはございます。それを本当に全市民に行き渡る

ような周知をしていただきたいと思います。そしてまた、お母様方たちが、いや、ホープとは違うと、もっと気軽に行けるところよとおっしゃるようであれば、また御相談に乗っていただくようによろしく願いいたします。

それから、小学校、中学校の特別支援学級に発達障害児の子供たちがお世話になっていると思いますが、そこで特別支援学級のその子たちの教育支援計画、そういうものをつくられてあるんでしょうか、お聞きいたします。

**○議長（壇 康夫君）**

大津学校教育課長兼学校再編推進室長。

**○学校教育課長兼学校再編推進室長（大津一義君）**

個別の支援計画ということでしょうか。（「そうでございます」と呼ぶ者あり）それは、長期にわたる分については、場合によってはつくりましますけれども、将来にわたってつくる場合とつくりません場合とあります。ただ、年間のカリキュラムは当然つくっていきます。個別に応じてですね。そういった状況でございます。

**○議長（壇 康夫君）**

10番中尾眞智子君。

**○10番（中尾眞智子君）**

発達障害というものは、なかなかこれは完治するものではないそうでございます。ただ、症状が軽くなったり、社会に適用できるようになったり、そういう障害だそうでございますので、1年や2年とか、小学校の間行ってこれが治りましたというふうにはなかなかないと思います。長い目で支援をしていかなければならないと思っておりますので、もし、個別の教育支援計画というものは、私はつくられたほうがその子のためになるんじゃないかと思いますが、いま一度お聞かせください。

**○議長（壇 康夫君）**

大津学校教育課長兼学校再編推進室長。

**○学校教育課長兼学校再編推進室長（大津一義君）**

就学時前から個別のデータを残していくシステムは既に提案をしております。ただ、これが継続的にできるかどうかというのは、担任の先生にもよりますけれども、非常に難しい面もございます。先ほどおっしゃいましたように、1年でこれが治るとか治らんとかという内容ではございませんし、ただ、目標は決めてそれぞれの先生はやっておられます。そして、



非常に効果が出る場合と出ない場合とございますけれども、それは臨機応変にやっておりますが、その支援計画については、ぜひつくるように指導はしていきたいと思っております。

○議長（壇 康夫君）

10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

ぜひ、支援計画をよろしく願います。

なかなか発達障害というのは治るか治らないかわからないという、本当に親も子も苦しみながら生活しているものでございますので、本当に社会全般でそういう理解を深めて、優しい目で温かく見守ってあげたいと私も思っております。どうか行政のほうもよろしく願います。

これで終わらせていただきます。

それでは、2問目に入らせていただきます。

○議長（壇 康夫君）

はい、どうぞ。2問目やってください。

○10番（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、2問目の質問をさせていただきます。

南瀬高駅ふれあいステーション事業の委託解除についてお尋ねします。

平成23年12月、市と締結された南瀬高駅ふれあいステーション事業の委託契約が突如解除されました。この事業に賛同、参加している市民や地域住民からは、どうしてなのかという質問が出されております。私たちは安全・安心のための事業であるために、憶測や非難中傷的にとられる回答はできません。そこで、市長の答弁を私は回答としたいと思っております。

具体的事項1といたしましては、解約に至る経過についてお尋ねいたします。

通常、解約に至る経過は、契約上の項目に受託側の瑕疵があったのか、あるいは当局側にどんな事情があったのか、そこをお答えいただきたいと思っております。

具体的事項2、今後のまちづくりの指針について。

実績を上げつつ、市民からささやかではあるが支持されてきていると自負している、ふれあいステーション事業に加わっている自負している人たちがおります。今後のまちづくりの指針を改めてお聞きしたいと思っております。

平成23年12月、市と締結された南瀬高駅ふれあいステーション事業の委託契約が解除され

ましたが、市民や地域住民からは本当に「どうしてなの」、「何かあったの」と不審げに問われている現在でございます。その対応について、私どもが軽々に申し述べることは、本当に憶測や非難中傷的な問題等、発展しはしないかと危惧を感じ、この契約の事業主体者である市長からの回答をもって市民の皆さんへの回答としたい、そういう判断をし、理由の公表をお願いしたいという質問でございます。

南瀬高駅ふれあいステーション事業の業務は、ふれあいステーション事業の盛り上げ隊と委託契約され、南瀬高駅及びその周辺を中心としたまちづくりの復元への展開でありました。

契約の仕様書に盛り込まれた業務内容は、駅周辺及びトイレ等の清掃、これは駅周辺のごみ拾いや駅のトイレの清掃でございます。自転車等の整理整頓の指導、駐輪区画への整理誘導、指導など、駅利用者への声かけ、挨拶日本一運動の推進と健康一口メモの配布などをやっております。その他目的を達成するための必要な業務、異常または事故等、緊急事態に伴う通報、その他必要な業務でありました。

盛り上げ隊は、南瀬高駅を拠点とした駅前のにぎわいを目指し、駅のある地域という地域の特性を生かした地域ならではの事業の展開をいたしてきました。ねぎだれ市による購買できる機会の創出、2カ月に一度やっております。水と親しみ、水辺の安全、河川浄化も含めたカヌー体験会。このカヌー体験会の創設は2年目を迎え、B&Gの協賛事業として取り上げていただき、B&Gクリーンフェスティバル in 南瀬高として冠もつけていただきました。評価をいただいたのだなと思っております。

歴史の小径探訪事業として、クラシックカーオーナーの協力と郷土史会有志の方たちの手助けによる郷土の名所の案内事業、この事業は目下子供にも大人にもクラシックカーに乗れるということで非常に人気があります。また、無料でお借りした休耕田4畝ではございますが、ふれあい菜園は西会津町で100歳への挑戦を学んだミネラル野菜づくりの実践に会員18名が一生懸命頑張っております。犯罪防止、盗難予防、駅周辺の道路標識の改善など、それから、児童の登下校時の見守りなどに取り組んでまいりました。

1年有余の努力は、多くの皆様方との協働のまちづくりと本当に自負しているところです。まさに命名していただいた南瀬高駅ふれあいステーション事業にふさわしい活動だったと信じております。このような盛り上げの実態でありながら、契約は解除されたのです。協働のまちづくりだからこそ、その都度激励の挨拶に来ていただいた市長に親近感を持っている人々には、正直つらくて申しわけなくて、解約の話はできませんでした。その気持ちをどう

かお察してください。そして、解約の真実をきょうは公表していただきたいと思っております。

私が市長からお聞きした理由は、とても公表のできるものではないと私は判断し、発注した契約側の市長から直接のコメントをもって市民に市長の真意を推しはかっていたことが賢明ではないかと理解したからでございます。それは、この事業が市民の皆様方と協働のまちづくりだったため、私たちが公表してしまえば愚痴や怨嗟にしかとられかねないものと考え、これは議員のモラルと認識したものであります。

通常、解約に至る経過は、契約上の項目に契約側の瑕疵があったのか、あるいは当局側にどんなかの事情があったのか、不透明のままの答弁は残念に思うと思います。

こうした類いの問題、本当に議員として永遠の課題として記憶させていただいて、そして成長の糧にさせていただかなければならないと、本当に心に思っております。市民からも市長の声を聞きたいと、市長からの回答が望まれていることを申し添えておきたいと思っております。

解約に至る経過について、それから、今後のまちづくりの指針についてお聞かせいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（壇 康夫君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）（登壇）**

続きまして、中尾議員さんの南瀬高駅ふれあいステーション事業の委託解約についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の解約に至る経過についてでございますが、この事業は無人駅周辺の安全・安心の確保や、周辺地域の活性化を図ることを目的として、平成23年12月から南瀬高駅ふれあいステーション事業盛り上げ隊と年度ごとに委託契約を行ってきました。このため、平成25年3月末日をもって契約期間が終了したもので、解約したものではありません。契約機関が終了したということですね。

また、御質問の受託側の瑕疵があったのかという点についてですが、契約事項に対し、受託側の瑕疵があったとは私は全く認識をいたしておりません。

契約期間中は、駅周辺やトイレの掃除、自転車等の整理整頓の指導、駅利用者への挨拶運動など、利用しやすい駅の環境整備に大変御尽力いただいたものと考え、深く感謝をいたしているところでございます。

しかしながら、平成24年9月議会における決算審査特別委員会及び平成25年3月議会にお

ける予算審査特別委員会での議論や委員長報告において、南瀬高ふれあいステーション事業の実施に当たっては、自助、共助の精神を踏まえた委託事業実施のあり方について検討をとの軽い指摘を受けたことは十分御承知のことと存じます。

議会の意向を最大限尊重し、検討いたしました結果、公助として行うのはトイレと駐輪場の清掃のみとし、平成25年度からシルバー人材センターと委託契約を締結したものでございます。

逆に私は聞きますが、どうして議会がこのようなすばらしい事業を問題があると、検討しなさいと言われたのか、私はよくわかりません。総務委員会でも、相当この件に関しては継続するの、あるいはしないのというような議論があったそうでございますが、本当に私もこのようなすばらしい事業は補助金（144ページで訂正）を出したほうがいいのではないかと、思って、大変多くの議員さんに聞きましたところ、どうしてもこの件は考えたほうが良いと、こう言われましたので、議会に提案すれば否決されるのではないかと、こう思いました。

それで、本来なら――私はそれで盛り上げ隊の会長さんにもお会いをいたしました。そして、何とかならないだろうか、何とかしたいんだけどと、こう申し上げましたところ、議員さん、その中に会員さんが2人、市議員さんがいらっしゃると、その2人の議員さんたちがもう少し頑張って、皆さん、市議会の議員の皆さん方の了解を得るように努力しなければいけないのにやってくれないと、非常に残念がっておられました。だから、私もぜひとも今回はこういうことで契約を断念いたし、議会に提出するのはやめましたけれども、このお二人の議員さんが今後この多くの議員さんたちの御了解を得られるように努力をしていただきたい。そうすれば、必ずできると思いますので、ひとつ――お名前は申し上げませんが、お二人の議員さん、大変隊長さんも2人の議員さん、ひとつレベルを上げてほしいというようなことをおっしゃっておりますので、是は是、非は非というようなことだけの議員さんではなくて、本当に心の通う議員さんになっていただきたいと、このように思っておるところでございます。

次に、2点目の今後のまちづくりの指針についてでございますが、まちづくりの指針は、総合計画に定めておりでございます。

本市では、第1次みやま市総合計画において、「人・水・緑が光り輝き夢ふくらむまち」という将来像、さらに7つの基本方針を定めております。

例えば、協働のまちづくりについては、その第6章に「地域のこころが通うまちづくり」

を掲げ、本市の歴史、文化を大切にして、住民、地域、行政のパートナーシップによる協働のまちづくりを進めることといたしております。

このように、総合計画の指針に基づいて、各種施策を行ってまいり所存でございます。

そういった意味で、南瀬高の盛り上げ隊は、大きなこのようなまちづくりの一つの象徴だと私は認識をいたしております。このようなまちづくりの体制があちこちでできれば、すばらしいみやま市になるのではないかと思いますので、どうかひとつ2名の会員の議員さんにも、議員の皆さん方の御理解を得られるように努力してください。私はいつでも議会が了解をすれば、また契約を復帰したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（壇 康夫君）**

10番中尾眞智子君。

**○10番（中尾眞智子君）**

先ほど市長に御答弁いただきました。少し市長の御答弁の中に私が聞いたのとちょっと違うところがございますので、市長もあそこまでおっしゃってくださったので、私がメモをしておいたものを少し読み上げさせてもらってもいいですか。じゃ、読み上げさせてもらいます。

市長にうちの隊長とお会いしましたときに、今回の解約の件は私、中尾でございますね、それともう1人の議員が、私の提案する議案にいつも反対ばかりするから、10人の議員さんから、あなたが関係する団体への契約は解約しなさいと、解約しなければ予算を否決する——ここは合っていましたね——と言われました。否決は私は嫌です。10人の議員さんの名前を教えるからお願いしてこんですかと、私はこの件については何も言えません。もし、認めるなら、私はリコールされるですもん。あなたが10人の議員さんを回って説得したらいかがですかと、こうおっしゃったですよ。なかなかこの、私も補助金（144ページで訂正）が欲しかったり、何が欲しかったりして賛成とか反対とか、そういうところに基準を置いて賛否を出しているわけではございません。その中で、あなたが反対ばかりするからと、議会の中での議決に対する議決の是々非々というものは、それぞれが考えてやっているものだと思います。しかも、10対8、この間のはですね。そういうところで、なかなか私だけでもないし、10対8というのはどっちかなという、そういうそれぞれが悩むところが多かった提案だったとも思っております。1対17ではございませんでしたので、本当にそういうふう

しかし、また私たちはそうやって蹴られたことであっても、せっかく今まで地域の皆さんが本当に自分たちも手伝ってあげるよ、自分たちの地域が活性化する、何か昔のにぎわいが戻ってくるようだなというような思いで手伝ってくださっているものだから、だから、そんなに簡単にやめるわけにもいかないし、皆さん方の夢も2カ月に一遍、楽しかねと言ってもらう、その言葉をなくすわけにもいかないし、じゃ、どうしようかということで皆さんが集まったときに、いや、それはせっかくやり始めてみんながこげんしよるとやけん、やっていかんならということで、じゃ、やっていきましょうということで今も続けております。本当に何の変わりもなく続けております。駅のトイレの掃除、それからごみ拾いと、そういうものの契約はなくなりましたけれども、直接トイレの掃除はもう係の方がいらっしゃるのやってはおりませんが、駅に行くとやっぱりごみを拾ってみたり、自転車がゆがんでいると並べてみたり、やっぱりつい手が出てしまいますね。どうしてもそういうくせがついてしまったようで。

ただ、そういうふうに言われたんですけれども、トイレ掃除は契約だったものでということで、あとはもうやめても自助でやればよかじやなかですかということだったもので、なるほどそうだ、自助でやろうと、うちの委員会の中でも自助、共助、公助とあるよと、自助でやれるやつは自助でやらんならということで、いろんな御指摘があったと私も理解しておりますので、自助でやっておりますが、ふれあいステーション事業の中の事業の自助でやっている部分が、何か南校のまちづくりの中で今度から、来年度からやるよというような話が出てみたり、何か予算はどげんかなるかしらんというような話が出てみたり、本当に何か議会制民主主義が壊れていくんじゃないかなと、この事業の委託契約は解除ではないと、打ちとめられたということでしたけれども、そういうことで、本当にどうなっていくんだろうと、しかも市長がああときに本当に困られとった顔が、私は何とも言えんとですよと、本当に困られているんだなと思ったんです。なぜかという、先ほども申しましたが、本当にお忙しい中に毎回毎回御参加くださいまして、そして、この地域を核として盛り上げていかんならいかん、地域からやっていきますよという御挨拶を毎回いただいていたもので、私たちも本当に、ああ、よかったな、やっぱり地域の人たちは市長さんがあの場所に来ていただくと、何とかこの場所もなるかしらん、そういうふうな思いで期待を込めてあったもので、そういうふうには私たちが思っておりました。だから苦しんでいらっしゃるんだろうなと、そういうふうには思っておりましたけれども、何か今考えてみますと、市長の執行権が侵されている

んじゃないのかなど。これは、まともな議会、それから執行部側の何というんですか、両輪のごとくいく、それがうまくいってないんじゃないのかなど、そういうふうに感じました。

○議長（壇 康夫君）

中尾議員、発言の途中ですけど、執行権で出資契約等を強要するような発言はやめてください。

○10番（中尾眞智子君）続

いえ、そういう気持ちはもう全くございません。

○議長（壇 康夫君）

はい、続けてください。

○10番（中尾眞智子君）続

私たち、先ほども申しましたように、自立で頑張っていかなければと思っておりますので。ごめんなさい、そういうふうに聞こえましたら申しわけありません。

いつも市長がおっしゃる、与党議員の皆さんからそういう言葉が出てくるといふ、そういうことも私にとってはショックでしたけれども、議員として、こういうこともあるんだなど、先ほども申しましたように、成長の糧にしていかなければならないのかなど、しっかり心にとめております。

ただ、市長の執行権が侵されていないようには——今、侵されているとか、そういう暴言、私の言葉ではございません。しっかりと市長の執行権は市長のもとで確立していかれるように、ぜひお願いしたいと思います。市長、一言よろしいですか。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

この件でございますが、議員さん19名いらっしゃいます。それぞれの地区から出られておりますので、全ての議員さんがこのみやま市のために一生懸命頑張っていただいていると思います。だけど、やはり議員さんには議員さんの何というかな、セクション主義というか、そういうものがございまして、どうしても他の議員さんに配慮をしなければいけないというようなこともやっぱり考えていただかないと、なかなか議会というものは思うようにいかないのではないかと思います。

例えば、Aさんの地盤であるところに、全くそのAさんが参加されない、ほかの近くの方

たちが一生懸命そこでやられると、これは非常にやられることは素晴らしいことだけど、そういったことで、やっぱり皆さん議員さんだから、それぞれの議員さんの立場をもう少し配慮していただければ、うまくいったのではないかなと、私はこのように思っているところです。私は、この事業は非常に素晴らしいことだし、こういった動きが各地に広がるだろうと期待をいたしておりますし、いつでもそういったところには議会の同意を得て補助金（144ページで訂正）を出すということでございます。ただ、議会の同意を得なければ、どんなにいい策でも、私もいつも自分で提案するのは、例えば、みやまエネルギーでも、あるいはヨコラ病院の問題でも、私は私として、一番みやま市のためになるのではないかということで提案をしておりますが、やっぱりそれに異を唱えられる議員さんもたくさんいらっしゃるわけでございます。もし、それが多かった場合は、どんなにいい提案でもできないわけでございますので、そのところをひとつ中尾議員さんも十分お考えになって、そして議員さんの了解を得られるようにしていただければ、いつでも私は執行することにはやぶさかではございませんので、よろしく願いをいたしたいと思います。

きょう、総務委員会のある議員さんが見えまして、中尾議員さんからこの件についていろいろ聞いた、お金だけの、補助金（144ページで訂正）だけの問題でやっているかと思ったところ、いや、そうではなかったと、やっぱり素晴らしいことだったということで私に言われました。これは、やっぱりいいことだからということだから、そういった議員さんもいらっしゃいますので、ひとつ仲よく、ひとつ理解をされるように、ぜひとも願いをいたしたいと思います。そうすれば、いつでも執行はいたします。

**○議長（壇 康夫君）**

10番中尾眞智子君。

**○10番（中尾眞智子君）**

先ほど市長がおっしゃいました地元の議員さんもいらっしゃるということで、私たちがこのところは配慮が足らなかったかなと反省しました。市長から教えていただきました。地元の方もおらっしゃるよと、ああ、そうだなと反省して、市長の教えてくださった、案内せんねと、そういうことでやってみましたけれども、一度腹が立つと、なかなかそれはできなかったとは思いますが、そういう点では至らなかったところもありますが、やはりそういうことが予算に響いてくるという、そのシステムが私はおかしいと思っておりますので、市長、これからはどうぞよろしく願いいたします。



それから、第2問目に移りたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

具体的事項2ですね。

○10番（中尾眞智子君）続

ごめんなさい。具体的事項2に移らせていただきます。

人、水、緑を生かし、安全・安心で快適に暮らせるまち、みやま市都市計画マスタープランが平成23年3月にできました。冒頭、市長の挨拶で一番印象に残っているものがあります。平成20年9月に策定した第1次みやま市総合計画において、人と自然が共生し、便利で快適な生活環境が実感できる都市を目指すために、まちづくりの基本となるみやま市マスタープランを策定しました。市民の皆様には本計画を実現し、魅力あるみやま市を構築するための御理解と御協力を心からお願いしとおっしゃられておりました。本当にまちづくりは市民の協力がなければできないと私も痛感しております。みやま市のマスタープランの特色を生かし、他の計画との整合性をわきまえて、策定の背景から将来の展望と3大指針の方向性がどのように実現されるのか、マスタープラン的な実現をされてきたのか、マスタープラン的な進捗を少し、もう手短にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

具体的にどうということ、なかなか短時間では申し上げにくいのですが、私はまず第1に、人口減少に何とか歯どめをかけなければいけない。そして、高齢者の皆さんが安心して住めるまちづくりをしなければいけない。そして、災害のないまちづくりをしなければいけない、あるいはまた病気になったり、なった場合はいつでも診察できる病院の確保、あるいは充実、そういったこと、そして教育のレベルを上げなければいけないということで、そういった環境、それから経済、それから福祉、全ての面でいろいろな施策をとっておるわけでございますので、今後も議員さんの協力を得ながら、一つ一つ確実に実現をしていきたいと、このように思っているところでございます。

おかげさまで道の駅も大変成功いたしましたし、ヨコクラ病院もすばらしい病院ができるということで、医療の充実もできますし、あるいはみやまエネルギーもいよいよ7月1日から売電を開始しますので、多くの市民の皆さんに喜んでいただける、またそれが拡充して、

さらに出資者をふやすということも考えておりますので、みんなで力を合わせて頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（壇 康夫君）

10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

マスタープランの駅前商業地の項目に、その中の土地の利用に瀬高駅と渡瀬駅が入っておりますが、南瀬高駅が入っておりません。南瀬高の人たちは非常に悲しんでおられます。自分たちの宝だと、ぜひ南瀬高駅ものせていただきたいと、そういうことでございますので、よろしく願いいたします。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君、どうぞ。

○17番（牛嶋利三君）

ちょっと余談になるかもしれませんが、ただいまの中尾先生の質問、それから答弁いただいた市長、これは補助金、補助金というような発言が飛び交っております。

○議長（壇 康夫君）

委託金ですね。（「委託金です」と呼ぶ者あり）

○17番（牛嶋利三君）続

これは委託金ですから、委託金というようなことで発言の撤回をお願いしておきますね。

（「申しわけございません。委託金でございます」と呼ぶ者あり）

○議長（壇 康夫君）

じゃ、この場で修正でよろしいですか。

それじゃ、そういうふうに訂正願います。戻ってください。

それでは、これで一般質問を終わります。

ここでお諮りします。議事の都合により6月21日の1日間、24日から27日までの4日間を休会にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、6月21日の1日間、24日から27日までの4日間を休会とす

ることを決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、次の本会議は6月28日となっておりますので、御承知おきます。

午前11時06分 散会